

定例監査の結果（令和5年11月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 |
|---|------------|-----------|-----------|-------|
| 1 | 会計管理部 | 令和5年7月24日 | 令和5年7月7日 | 実地 |
| 2 | 危機管理監 | 令和5年7月24日 | 令和5年7月7日 | 実地 |
| 3 | 地域政策局 | 令和5年8月25日 | 令和5年8月3日 | 実地 |
| 4 | 選挙管理委員会事務局 | 令和5年8月25日 | 令和5年8月3日 | 実地 |
| 5 | 健康福祉局 | 令和5年8月4日 | 令和5年7月21日 | 実地 |
| 6 | 上下水道部 | 令和5年7月20日 | 令和5年7月4日 | 実地 |
| 7 | 病院事業局 | 令和5年7月20日 | 令和5年7月4日 | 実地 |
| 8 | 議会事務局 | 令和5年7月25日 | 令和5年7月10日 | 実地 |
| 9 | 警察本部 | 令和5年8月10日 | 令和5年7月28日 | 実地 |

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 |
|----|----------|------------|-----------|-------|
| 10 | 監査委員事務局 | 令和5年11月15日 | 令和5年8月10日 | 書面 |
| 11 | 人事委員会事務局 | 令和5年11月15日 | 令和5年8月10日 | 書面 |
| 12 | 労働委員会事務局 | 令和5年11月15日 | 令和5年8月10日 | 書面 |
| 13 | 県立広島学園 | 令和5年9月11日 | 令和5年8月24日 | 実地 |
| 14 | 県立可部高等学校 | 令和5年11月15日 | 令和5年6月20日 | 書面 |
| 15 | 県立加計高等学校 | 令和5年11月15日 | 令和5年6月22日 | 書面 |
| 16 | 県立油木高等学校 | 令和5年11月15日 | 令和5年6月21日 | 書面 |
| 17 | 県立戸手高等学校 | 令和5年11月15日 | 令和5年6月16日 | 書面 |
| 18 | 警察学校 | 令和5年8月10日 | 令和5年7月28日 | 実地 |

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された沖井委員及び山下委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
- 現金・物品の出納及び保管に関する事務
 - 会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
 - 支出命令等の審査、会計検査に関する事務
 - 決算の調製に関する事務
 - 契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
 - 総務事務の集中処理に関する事務

- イ 組織体制
- 3 課

| 課 名 | 会計総務課、審査指導課、契約・調達管理課 |
|-----|----------------------|
| | |

- ウ 職員数 (令和5年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 58 人

- エ 主な施策 (令和4年度)

- 会計事務の品質向上
- 契約制度の活用促進
- 事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3課

| 課名 | |
|----|-----------------------|
| | 危機管理課、みんなで減災推進課、消防保安課 |

ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 52人

エ 主な施策（令和4年度）
防災教育の推進、県民の避難行動の促進（自助）
自主防災組織の体制強化（共助）
大規模災害等への初動・応急対応の強化（公助）
保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 地域政策局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 都市活性化、中山間地域対策、その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項
市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）
- イ 組織体制 7課1担当2チーム

| | |
|----|--|
| 課名 | 地域政策総務課、市町行財政課、地域力創造課、交通対策担当、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、スポーツ推進課、国際課、平和推進プロジェクト・チーム、広島サミット推進チーム |
|----|--|

- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 146人
- エ 主な施策（令和4年度）
地域振興施策の企画調整、国土調査
交流・定住促進対策、県・市町連携
鉄道・バス・離島航路等の交通対策
都市活性化施策の企画調整
中山間地域振興施策の推進
市町行財政運営助言、地方交付税、起債、市町に対する総合的支援、市町への権限移譲の総合調整
スポーツの推進
国際交流・平和貢献の推進、多文化共生社会づくり、留学生受入促進
「国際平和拠点ひろしま構想」の推進
広島サミットの開催支援及び総合調整

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (令和5年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援、児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務
- イ 組織体制 18 課 1 担当

| | |
|----|--|
| 課名 | 健康福祉総務課、健康危機管理課、新型コロナウイルス感染症対策担当、子供未来応援課、安心保育推進課、こども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療機能強化推進課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課 |
|----|--|

- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 356 人
- エ 主な施策（令和 4 年度）
新型コロナウイルス感染症対策の強化
少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして、一者随意契約を行っているが、随意契約の理由が正しく記載されておらず、非代替性について客観的かつ具体的な事実に基づく検証の記載がなかった。

随意契約を行う場合は、契約の透明性・公正性を明確にするため、業者選定の合理的な理由を客観的かつ具体的に記載していただきたい。（新型コロナウイルス感染症対策担当、食品生活衛生課）

| | |
|-----|---|
| 契約名 | ・広島県オンライン診療センターにおける保険請求等業務（令和 5 年度）（新型コロナウイルス感染症対策担当） ・宿泊療養施設における健康観察（薬剤処方等）に伴う保険請求等業務（令和 4 年度）（新型コロナウイルス感染症対策担当） ・動物愛護管理普及啓発業務（令和 4 年度）（食品生活衛生課） |
|-----|---|

6 上下水道部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 流域下水道事業に関する事務
上下水道事業の広域連携

イ 組織体制 2課

| | |
|-------|----------------|
| 課・担当名 | 上下水道総務課、流域下水道課 |
|-------|----------------|

ウ 職員数（令和5年4月1日現在）

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 25人（併任職員を除く。）

エ 主な施策（令和4年度：旧企業局）

県営水道施設の強靱化対策事業

二期トンネル（海田・呉トンネル）整備事業

広域連携推進事業

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員の合計 15 人
- エ 主な施策（令和4年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人（令和5年7月1日現在）

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

| | |
|----|-------------------|
| 課名 | 秘書課、総務課、議事課、政策調査課 |
|----|-------------------|

(ウ) 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員数 44人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

議員章の管理について

議員章について、受払・保管の記録管理や予備の取扱いなど、管理方法について定めることを検討していただきたい。（総務課）

9 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部 35課 1室 6隊 1所

| 部 名 | 課名等 |
|-------|---|
| 総務部 | 総務課、広報課、会計課、施設課、装備課、情報管理課 |
| 警務部 | 警務課、人材育成課、警察安全相談課、厚生課、監察官室、留置管理課 |
| 生活安全部 | 生活安全総務課、人身安全対策課、少年対策課、生活環境課、サイバー犯罪対策課 |
| 地域部 | 地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊 |
| 刑事部 | 刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、鑑識課、機動捜査隊、科学捜査研究所 |
| 交通部 | 交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊 |
| 警備部 | 公安課、警備課、危機管理課、外事課、サミット対策課、機動隊 |

ウ 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員及び会計年度任用職員の合計 1,812人

エ 主な施策（令和4年）

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保
災害、テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
社会の変化に適応する警察運営の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員数 16人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

| 課名 | 合同総務課、公務員課 |
|----|------------|
|----|------------|

(ウ) 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員数 20人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 11 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 県立広島学園

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）
- イ 所在地 東広島市八本松町原 10844 番地
- ウ 組織体制 2 課（総務課、自立支援課）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 24 人
会計年度任用職員数 9 人（夜間指導員 41 名を除く。）
- オ 児童の状況（令和 5 年 8 月 1 日現在）（単位：人）

| 区 分 | 小学生 | | | 中学生 | | | 中卒生 | 計 |
|-----|------|------|------|------|------|------|-----|----|
| | 4 年生 | 5 年生 | 6 年生 | 1 年生 | 2 年生 | 3 年生 | | |
| 男 子 | 0 | 1 | 1 | 3 | 5 | 4 | 0 | 14 |
| 女 子 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | 0 | 1 | 1 | 4 | 6 | 4 | 0 | 16 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 前回監査時（令和 2 年 9 月執行）に同様の指摘（消火器、感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成）を行ったにもかかわらず、自動火災報知設備の数量を誤って仕様書を作成していた。

(イ) 自動火災報知設備の設計金額の積算方法が誤っていた。

(ウ) 消火器具の数量を変更したが、仕様書の変更等、必要な手続きを行っていないかった。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 契 約 名 | 令和 3～5 年度広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務 |
|-------|-------------------------------|

イ 旅費の支給について

癖においては、翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが、4 月 30 日を過ぎて旅費の支給を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--------------|
| 根 拠 | 広島県会計規則第 5 条 |
|-----|--------------|

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムで起案し、電子決裁を受けるべき事務について、文書管理システムによらずに処理しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の一般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

| | |
|-----|------------------|
| 根 拠 | 広島県文書等管理規程第 20 条 |
|-----|------------------|

14 県立可部高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 広島市安佐北区可部東四丁目 27-1
- ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
- 全日制 本務者数 55人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9人
- 定時制 本務者数 10人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人

エ 生徒の状況

| 課 程 | | 全日制 | | | | 定時制 | | | | |
|------------------|-------|---------------|------|------|------|-------------|------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | | 普通科 | | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 総定員 (人) | | 240 | 240 | 240 | 720 | 40 | 40 | 40 | 40 | 160 |
| 生徒数 (人) | | 241 | 231 | 220 | 692 | 21 | 8 | 16 | 10 | 55 |
| 充足率 (%) | | 100.4 | 96.3 | 91.7 | 96.1 | 52.5 | 20.0 | 40.0 | 25.0 | 34.4 |
| 退学者 (人) | | 5 (0) | | | | 4 (1) | | | | |
| 休学者 (人) | | 0 | | | | 9 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 139 人 (60.7%) | | | | 0 人 (0.0%) | | | | |
| | 専修・各種 | 74 人 (32.3%) | | | | 1 人 (16.7%) | | | | |
| | 就 職 | 11 人 (4.8%) | | | | 5 人 (83.3%) | | | | |
| | その他 | 5 人 (2.2%) | | | | 0 人 (0.0%) | | | | |

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 県立加計高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 本 校 山県郡安芸太田町加計 3780-1
芸北分校 山県郡北広島町川小田 10075-15
- ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
本 校 本務者数 28人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8人
芸北分校 本務者数 20人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6人

エ 生徒の状況

| 区 分 | | 本 校 | | | | 芸北分校 | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|------|-------------|------|------|------|
| 課 程 | | 全日制 | | | | 全日制 | | | |
| 学科・学年等 | | 普通科 | | | | 普通科 | | | |
| | | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 (人) | | 40 | 40 | 40 | 120 | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 生徒数 (人) | | 40 | 38 | 27 | 105 | 41 | 21 | 21 | 83 |
| 充足率 (%) | | 100.0 | 95.0 | 67.5 | 87.5 | 102.5 | 52.5 | 52.5 | 69.2 |
| 退学者 (人) | | 0 (0) | | | | 0 (0) | | | |
| 休学者 (人) | | 0 | | | | 2 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 26人 (66.7%) | | | | 14人 (45.2%) | | | |
| | 専修・各種 | 7人 (17.9%) | | | | 9人 (29.0%) | | | |
| | 就 職 | 5人 (12.8%) | | | | 8人 (25.8%) | | | |
| | その他 | 1人 (2.6%) | | | | 0人 (0.0%) | | | |

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-----------------|
| 備 品 | パーソナルコンピューター 1台 |
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第41条 |

16 県立油木高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 神石郡神石高原町油木乙 1965
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 27人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10人

エ 生徒の状況

| 課 程 | 全 日 制 | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|---------|-------------|------|------|-------|-------------|------|------|--|
| | 普通科 | | | | 産業ビジネス科 | | | | 計 | | | | |
| | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | |
| 総定員 (人) | 40 | 40 | 40 | 120 | 40 | 40 | 40 | 120 | 80 | 80 | 80 | 240 | |
| 生徒数 (人) | 28 | 34 | 28 | 90 | 33 | 20 | 20 | 73 | 61 | 54 | 48 | 163 | |
| 充足率 (%) | 70.0 | 85.0 | 70.0 | 75.0 | 82.5 | 50.0 | 50.0 | 60.8 | 76.3 | 67.5 | 60.0 | 67.9 | |
| 退学者 (人) | 3 (1) | | | | 2 (1) | | | | 5 (2) | | | | |
| 休学者 (人) | 0 | | | | 0 | | | | 0 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 13人 (41.9%) | | | | 5人 (18.5%) | | | | 18人 (31.0%) | | | |
| | 専修・各種 | 12人 (38.7%) | | | | 8人 (29.6%) | | | | 20人 (34.5%) | | | |
| | 就 職 | 5人 (16.1%) | | | | 14人 (51.9%) | | | | 19人 (32.8%) | | | |
| | その他 | 1人 (3.2%) | | | | 0人 (0.0%) | | | | 1人 (1.7%) | | | |

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 県立戸手高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 福山市新市町相方 200
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 51人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 20人

エ 生徒の状況

| 課程 | | 全日制 | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|------|
| | | 総合学科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 200 | 200 | 200 | 600 |
| 生徒数 | (人) | 186 | 198 | 193 | 577 |
| 充足率 | (%) | 93.0 | 99.0 | 96.5 | 96.2 |
| 退学者 | (人) | 2 (0) | | | |
| 休学者 | (人) | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 76人 (39.6%) | | | |
| | 専修・各種 | 96人 (50.0%) | | | |
| | 就職 | 17人 (8.9%) | | | |
| | その他 | 3人 (1.6%) | | | |

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品(業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器)については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 使用機器 | 製氷機 2台 |
| 根拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号) |

18 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課、会計課、教務課、体練課、学生課、現任課）
- エ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び会計年度任用職員の合計 136人
- オ 主な事業実績（令和4年度）
- ・教養実施状況

| 区 分 | | | 教養期間 | | | 入校状況 | |
|-------|---------|-----|---------|------|------|------|-------|
| | | | 学校教養 | 職場実習 | 実戦実習 | 回数 | 人員 |
| 採用時教養 | 初任科 | 大学卒 | 6か月 | 4か月 | — | 2 | 85 |
| | | その他 | 10か月 | 4か月 | — | 2 | 41 |
| | 初任補修科 | 大学卒 | 2か月 | — | 3か月 | 2 | 91 |
| | | その他 | 3か月 | — | 4か月 | 2 | 52 |
| | 一般職員初任科 | | 24日間 | | | 1 | 18 |
| 小 計 | | | — | | | 9 | 287 |
| 任用時教養 | 警部補任用科 | | 12日間 | | | 1 | 15 |
| | 巡査部長任用科 | | 12日間 | | | 1 | 24 |
| | 部門別任用科 | | 12～26日間 | | | 4 | 94 |
| 各種専科 | | | 3～15日間 | | | 48 | 633 |
| 小 計 | | | — | | | 54 | 766 |
| 合 計 | | | — | | | 63 | 1,053 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。